

情報ボックス

多剤耐性菌アシネトバクター院内感染で緊急対策チームを設置し、対策を要請

日常の衛生管理の実施と標準予防策の励行を求める

帝京大学附属病院（東京都板橋区）で多剤耐性アシネトバクター・バウマニの大規模な院内感染が発生したことを受けて厚生労働省は9月5日、緊急対策チームを立ち上げるとともに、翌6日には厚生労働省医政局指導課より、都道府県など自治体の院内感染症対策担当課宛てに、アシネトバクター属菌の院内感染対策などの資料とともに、医療施設に対する周知と院内感染防止体制の徹底についての指導、疑わしい事例があった場合の速やかな報告を求める事務連絡を送付した。

なお、緊急対策チームのメンバーは、阿曾沼慎司・事務次官をトップに、二川一男・大臣官房総括審議官、大谷泰夫・医政局長、新村和哉・同局指導課長、外山千也・健康局長、松岡正樹・同局総務課長、亀井美登里・同局結核感染症課長など。

会議では、帝京大学附属病院の事例について関係部局間で情報を交換し、院内感染の防止策について検討した。感染症法では、所定の感染症が発生した場合、医師や医療機関に対し、保健所を通じて国に感染事例を報告するよう義務づけているが、多剤耐性アシネトバクター・バウマニはその対象外である。そのため今後、感染症法にもとづく新型耐性菌の動向調査の方法について専門家会議を、また院内感染対策のあり方について院内感染対策中央会議を、それぞれ開催して検討することとしている。

医政局指導課による事務連絡では、アシネトバクター属菌は、がん末期や糖尿病など感染防御能力の低下した患者において尿路感染症、肺炎や敗血症、手術部位感染症などの起因菌となることが問題になっているとして、対策が必要だと強調。そのうえで、アシネトバクター属菌は、緑膿症と同様に湿潤環境を好み、そこに定着しやすく、また臨床材料では尿や痰、手術創の膿や滲出液などから分離されることが多いため、装置や用具、トイレや汚物室などが汚染されそれが感染の原因となる可能性を想定し、調査と対策を講じる必要がある、と指摘している。

具体的な対策として、医療環境における衛生管理の日常的な実施と標準予防策の励行とともに、患者

における接触感染予防策の徹底、さらに病院内の湿潤箇所や、とく人工呼吸器の衛生管理と消毒などに留意する必要があるとしている。同菌は、低水準・中水準の消毒薬により容易に殺菌されるが、消毒液に有機物が混入していると殺菌効果が減弱することが確認されている。

なお都道府県等では、同事務連絡にもとづいて適切な対応を取るよう求めるとともに、医療法にもとづく院内感染対策委員会の定期的な開催や、院内感染予防のための指針の整備を行うとともに、従事者に対する研修や必要に応じた院内感染対策マニュアルの見直しなどを適切に行うよう要請。とくに、院内感染に関わる情報については、管理者への速やかな報告とともに、従事者間での共有を徹底し、予防とまん延防止を図るよう医療機関等に求めている。

厚生労働省院内感染対策サーベイランスによると、サーベイランス参加医療機関における多剤耐性アシネトバクター属菌の発生状況（多剤耐性アシネトバクター属菌分離患者数/アシネトバクター属菌分離患者数）は、2008年が35人/14,755人（0.24%）、2009年（速報値）が32人/16,929人（0.19%）となっている。

働き盛り層の感染性結核感染患者の受診の遅れが依然目立つ

結核登録者情報調査年報の概要

厚生労働省は8月25日、平成21年結核登録者情報調査年報集計結果の概要を発表した。同年報は、全国の保健所を通じて報告される結核登録者の現況（平成21年1月1日～12月31日）を取りまとめたもの。

これによると、昨年1年間の結核の新規登録患者は2万4,170人、人口10万人当たりの新規登録患者を示す罹患率は19.0（対前年度比0.4減少）と、引き続き減少傾向にあるが、減少率は2%台と低くなっており、減少傾向が鈍化していることがわかった。また、菌喀痰塗抹陽性肺結核新規登録患者数は9,675人で、前年より134人減少した。

一方、発病から初診までの期間が2か月以上かかっている有症状肺結核患者の割合は、全年齢で17.9%であったのに対し、30歳～59歳の働き盛り層の感染性のある患者では、発病から初診までに2か月以上を要している者の割合が30.7%となっており、依然、受診の遅れが顕著であった。

都道府県別に罹患率を見てみると、大阪府（31.5）、東京都（25.0）、愛知県（22.4）の順に高く、群馬県（10.2）、山梨県（11.0）、長野県（11.3）の順に低い。罹患率が一番高い大阪府は、最も低い群馬県の3.1

倍、さらに大阪府のなかでも大阪市(49.6)は、群馬県の4.9倍となっており、依然、地域差も大きい。また、新登録者に占める外国籍患者の割合は増加傾向にあり、全年齢の3.9%を占めている。とくに20歳代では25.1%、15歳～19歳では24.0%が外国籍患者である。

世界的に見ると、日本は依然として結核まん延国である。その罹患率(19.0)は、米国(4.3)の4.4倍、カナダ(4.7)の4.0倍、スウェーデン(5.4)の3.5倍、オーストラリア(5.5)の3.5倍である。

今冬のワクチンの需要 最大2,670万本見込む

インフルエンザワクチンの安定供給対策

厚生労働省は7月12日、インフルエンザワクチン需要検討会(座長=神谷齊・国立病院機構三重病院名誉院長)の第13回目の会合を開催し、今冬のインフルエンザワクチンの需要見込み量を2,230万本～2,670万本とする「平成22年度インフルエンザワクチンの需要について(案)」「今冬の需給対策の考え方(案)」を概ね了承した。

今冬のワクチン需要については、医療機関調査と世帯調査をもとに推計。まず、全国3,364施設を対象とした医療機関調査によると、需要量を2,229万7,000本～2,260万6,000本と予測した。一方、3,750世帯、1万498人にアンケートした世帯調査では、2,670万8,000本と推計。これらの推計値から需要検討案では、今冬は2,230万本から最大で2,670万本のワクチンの需要があると推計した。

今年度のワクチン製造メーカーの製造量は、最大で2,905万本程度となる見込みであり、十分な製造・供給能力が確保されているとしている。

「今冬の需給対策の考え方」では、ワクチンの安定供給に向け、都道府県や製造業者、医療機関等の関係団体に対する依頼内容をまとめている。

それによると、①ワクチン在庫状況を短期間に把握し、不足時の融通体制を確立する、②医療機関からのワクチンの初回注文量が前年使用実績を上回らないかを確認する、③医療機関への分割納入に理解と協力を促すなどの9項目を挙げ、ワクチン偏在の解消を目的とした安定供給対策を行うとしている。

地域医療連携に半数以上の保健所が関与 一方で、適正受診率等の啓発へ関わりが弱い

地域医療連携体制の構築と評価に関する研究班が報告書を取りまとめ

平成21年度地域保健総合推進事業の地域医療連携

体制の構築と評価に関する研究班(分担事業者=恵上博文・山口県宇部環境保健所長)はこのほど、同研究事業報告書をまとめた。

地域医療連携体制の構築に向けた保健所の調整機能の強化に資するため、全国の保健所へのアンケート調査と先進的事例に関する現地ヒアリング調査を行い、保健所の取り組み状況、連携体制の評価、市型保健所の取り組み状況についての調整ポイントを明らかにしている。

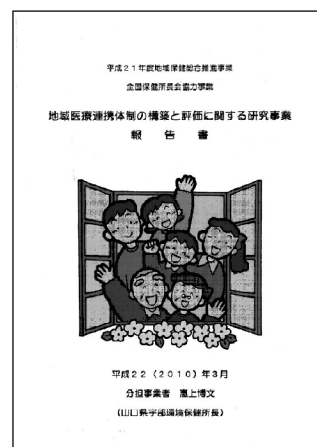
全国510保健所への調査(回収率99.6%)によると、地域医療連携体制の構築に取り組むのは、246保健所(48.4%)。前年度に比べ、2割も増えていた。

また同研究班では、体制構築の進行段階を、医療資源等の情報収集段階の「創設期」、関係者の研修や連携会議の開催といった体制構築段階の「構築期」、関係施設の調整など連携を運用する段階の「維持期」、評価指標の収集・分析や見直しを行う段階の「発展期」と、保健所の役割に応じて整理しているが、この進行段階別に見てみると、「維持期」以降の段階に入っている保健所の割合は、前年度より1割ほど高く、137保健所と全体の55.7%を占めた。保健所に連携体制の事務局を置くケースは、242事例あった。なお今後、この大半が数年のうちに「発展期」に移行することから、事務局の移設が検討されるのではないかと報告書では予測している。

また、保健所が取り組んでいる地域医療連携の対象疾病について見ると、脳卒中179(取り組み保健所中の割合は72.8%)、糖尿病93(37.8%)、がん82(33.3%)、急性心筋梗塞57(23.2%)。このうち、連携バスを導入している割合は、53.3%であった。これらの取り組みにおけるテーマは、「病病連携・病診連携」が260事例(77.4%)と最も多く、在宅医療、地域リハビリテーションなどが続いた。

地域医療連携の主な担当者として 「保健師」を挙げた保健所は53.3%

地域医療連携の主な担当者の職種として「保健師」を挙げた保健所は179と53.3%に上った。「行政職」177保健所(52.7%)、「栄養士」16保健所(4.8%)、「歯科医師」11保健所(3.3%)、「理学療法士・作業



療法士」10保健所（2.7%）などが続いた。

保健所が果たす役割については、連携会議の開催が235保健所（69.9%）と最も多く、医療資源情報の収集が189保健所（56.3%）、関係施設の調整が159保健所（47.3%）、研修会の開催が149保健所（44.3%）などが続いたが、地域医療連携の推進の際に重要な基盤となる適正受診などの住民への普及啓発については、保健所の役割として挙げたのが122保健所（36.3%）にとどまり、課題を残した。

一方、連携体制の評価に欠かせない指標の設定状況については、取り組み保健所136施設の202事例のうち、38事例（19.8%）にとどまっており、PDCAサイクルにもとづく進行管理が普及していない実態が伺えたことから、今後、その設定に至らない原因、課題を明らかにする必要があるとしている。

このほか、医療資源が比較的集中している市型保健所の取り組み状況が注目されることから、その取り組み状況を調査している。それによると、回答107施設に対し、取り組んでいるとしたのは19保健所で17.9%と、前年度よりは向上してはいるものの、その水準はなお低いと指摘している。また、市型保健所における地域医療連携業務の所管を見てみると、保健所の所管および本庁の所管としたのは5割程度にとどまり、保健所も本庁も所管部署がないとしたのが21.2%にも上っており、何より所管を明らかにすることが重要だとした。そこで報告書では、市型保健所には医療資源が集中していることから、厚生労働省に対し、国庫補助事業の実施主体を保健所設置市に拡大することを提案している。

同研究班では今後、地域医療再生計画における地域医療支援センターとして保健所が機能を発揮できるように支援する方策を検討する。

平成21年度の児童虐待相談対応件数 過去最多の4万4,210件

厚生労働省が平成21年度児童虐待相談対応件数（速報値）を
発表

厚生労働省は7月28日、平成21年度児童虐待相談対応件数（速報値）を発表した。

それによると、21年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談件数は4万4,210件に上り、過去最多となった。前年度の4万2,664件から1,546件の増加となっている。

平成20年4月から、長期間にわたって子どもの姿が確認できない家庭には、裁判所の許可にもとづく臨検・捜索ができるようになるなど、新たな制度が導入されているが、21年度におけるその実施状況の内訳は、出頭要求21ケース（対象児童25人）、再出

頭要求2ケース（2人）、臨検・捜索1ケース（1人）となっている。

0歳児の児童虐待死亡事例が5割超え 乳幼児健診未受診者のフォローアップを要す

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」
第6次報告を公表

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（委員長＝才村純・関西学院大学人間福祉学部教授）は7月28日、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の第6次報告を公表した。

これによると、厚生労働省が平成20年度に把握した子ども虐待による死亡事例107例（128人）のうち心中以外の事例は、64例（67人）に上る（以下、単に「心中以外の死亡事例」と省略）。虐待による死亡事例のうち、心中以外の死亡事例の分析結果を子どもの年齢で見ると、0歳児が39人で59.1%と5割を超えた。このうち、26人（0歳児の66.7%）が生後1か月に満たない時期に死亡していた。虐待による死亡事例が低年齢に集中し、とくに0歳児に多いという傾向は、第1次報告から一貫しており、この点について同報告では、慎重に対応する必要があると強調している。

虐待の主たる加害者は、これまでの報告と同様に実母が最も多く（心中以外の死亡事例59.0%、心中事例70.2%）、次いで実父が多い（同16.4%、24.6%）。実母の妊娠期・周産期の問題では、「望まない妊娠・計画していない妊娠」「妊婦健診未受診」「母子健康手帳の未発行」が多く見られた。

虐待の種類を見ると、身体的虐待が約8割、ネグレクトが約2割と、依然としてネグレクトによる事例も少なくはない。「長期間子どもを確認することができない」「子どもの健診を受診させない」「保護者が幼い子どもたちを家に置いたまま、度々外出する」などの状況が見られるケースは、ネグレクトのリスク要因として考えられることから、外見的な面だけでなく、子ども自身や家庭環境にも十分に留意してアセスメントすべきであるとしている。

一方、子どもの健やかな成長発達のためには、適切な時期での健診や予防接種を受けさせることが必要である。それを受けさせないことが直ちに虐待だとは断定できないが、虐待のリスク要因の一つである。平成20年度地域保健・健康増進事業報告によると、乳幼児の健診未受診率は、3～5か月児健診で5.1%、1歳6か月健診で6.3%、3歳児健診で9.2%であったのに対し、心中以外の死亡事例では、3～4か月児健診で26.9%、1歳6か月児健診で47.1%、3歳児

健診で23.1%となっており、虐待による死亡事例の未受診率が一般の未受診率を大きく上回っている。この事実を受け同報告では、訪問などにより未受診の理由を確認するなど、未受診者のフォローアップを確実に行うべきであると指摘している。

また、主たる加害者の割合で最も多い実母の心理的・精神的問題を見ると、心中以外の死亡事例では「育児不安」が25.4%、「養育能力の低さ」が15.9%と多い。また、地域社会との接触については「ほとんどない」「乏しい」が66.7%を占め、子育て支援事業の「利用なし」が62.5%であった。

地方公共団体への提言では、通告についての広報・啓発、虐待の気づき・発見、情報収集とアセスメント、転居に伴う要支援ケースの移管・引き継ぎ、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用など、10の提言をしている。

妊婦健診の受診勧奨や乳幼児健診の未受診者の把握・訪問など「保健」との一体的対応を厚生労働省が「児童虐待防止対策の推進について」を通知

平成21年度の児童虐待相談対応件数が過去最多となったことを受け、厚生労働省は7月28日、児童虐待の対応の徹底を求める通知「児童虐待防止対策の推進について」を都道府県・指定都市・児童相談所設置市に送付した。

通知では、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第6次報告を踏まえ、児童虐待の対応体制の充実、児童虐待に対応する職員の専門性の確保などを要請している。

第6次報告では、虐待による死亡事例のうち生後間もない日齢0日で死亡した事例が相当数あり、これらの事例については、日齢1日以上で死亡した事例に比べ、妊婦健診の未受診や母子健康手帳の未発行などの割合が高い結果となっている。また、望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と妊娠に悩む者が相談しやすい体制の整備、相談先の周知徹底が提言されている。このような死亡事件を防止するためには、妊娠期から関係機関が関わりの端緒をつかみ、支援につなげることが必要となる。

そこで通知では、妊娠について悩む者が相談できる体制の充実と相談できる機関についての周知を徹底するとともに、妊娠の早期届出や妊婦健診の受診勧奨に努めるよう要請している。

また、乳幼児健診の未受診が児童虐待のリスク要因の一つとして挙げられていることから、未受診者の把握と訪問等による受診勧奨を徹底するなど、母子保健施策と児童虐待対応の一体的な取り組みを求

めている。

さらに、児童虐待への対応は、市町村や児童相談所をはじめ関係機関が連携して取り組むとともに、地域住民の力を結集することが重要であることから、地域住民が児童虐待対策に意識を向けることができるように、ホームページや広報誌などにより、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告する義務があることや、通告者の秘密は守られること、また通告が子どもや保護者への支援につながることを、これまで以上に積極的に周知するよう要請している。

児童虐待は、家庭の過去から現在にわたる複雑かつ多様な問題が起因しており、対応する職員には医療・保健・福祉・心理などのさまざまな分野の知識と援助技術を備えることが必要となる。このため、児童相談所と市区町村（児童虐待への対応部署）の職員には、社会福祉援助技術を持った専門職等の確保・配置に努めるとともに、研修等の拡充および内容の充実を図るよう求めている。

通告後48時間以内の子どもの目視確認など児童の安全確認の初期対応の徹底を要請

厚生労働省が「児童の安全確認の対応について」を送付

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課は8月18日付で、虐待通告を受けた場合の児童の安全確認の初期対応の徹底を求める通知「児童の安全確認の対応について」を都道府県、指定都市、児童相談所設置都市に送付した。

通知では、通告受理後48時間以内に子どもを直接目視で行うとされている児童の安全確認の徹底を図るよう要請している。

児童相談所運営指針では、虐待通告後の児童の安全確認の初期対応について、「安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うこと」を基本としており、その際、通告受理後は自治体ごとに定めた所定時間内に実施する。また、その当該所定時間は、自治体ごとに地域の実情に応じて設定することとしているが、迅速な対応を確保する観点から「48時間以内とする」ことが望ましいとされている。

今回の通知は、この初期対応について、48時間以内の直接目視による児童の安全確認の重要性を強調し、初期対応の徹底を改めて求めたものである。また、児童相談所運営指針で示す児童虐待に関する調査事項や調査方法を適切に運用し、児童虐待対策に万全を期するよう求めている。

（記事提供=株式会社ライフ出版社）

